

資 産 第 3 4 9 0 号

令和8年(2026年)2月25日

公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会

会長 平野 実 様

佐賀県総務部

資産活用課長 川崎 まり子



「媒介業務協定書」に基づく媒介対象物件及び媒介対象期間等について（依頼）

一般競争入札の結果、落札者のなかった県有物件の売り払い促進を図るため、宅地建物取引業法に基づき免許を受けている宅地建物取引業者による媒介を活用して、適正かつ円滑な処理を図ることを目的に、平成19年3月16日付けで貴協会と「媒介業務協定書」を締結しているところです。

については、「媒介業務協定書」第6条第1項の規定に基づき、対象物件及び対象期間（申込期間）等を別紙のとおりお知らせしますので、会員の皆様に周知いただくとともに、当該媒介業務協定の積極的な御活用をよろしく申し上げます。

【連絡先】

資産戦略・利活用担当 寺澤

T E L : 0952-25-7197 (直通)

メール : shisankatsuyou@pref.saga.lg.jp